

条 例

議会の議決を経た「千曲市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例」
をここに公布する。

令和7年3月21日

千曲市長 小川 修 一

千曲市条例第14号

千曲市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

千曲市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成15年千曲市条例第152号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

基本料金	120リットル以下	1,152円
超過料金	120リットルを超える場合は、その超える10リットル（10リットル未満の端数は10リットルとする。）ごとに	96円
付加料金	作業に要する距離が40メートルを超える場合	10リットルにつき 10円を加算
100リットル未満の浄化槽1基につき		1,560円
100リットル以上150リットル未満の浄化槽1基につき		1,830円
150リットル以上200リットル未満の浄化槽1基につき		2,090円
200リットル以上250リットル未満の浄化槽1基につき		2,350円
250リットル以上の浄化槽		2,350円に50リットル増すごとに360円を加算した額

」を

「

基本料金	120リットル以下	1,464円
超過料金	120リットルを超える場合は、その超える10リットル（10リットル未満の端数は10リットルとする。）ごとに	122円
150リットル未満の浄化槽1基につき		2,100円
150リットル以上200リットル未満の浄化槽1基につき		2,520円
200リットル以上250リットル未満の浄化槽1基につき		2,980円

250リットル以上300リットル未満の浄化槽 1 基につき	3,430円
300リットル以上の浄化槽	3,430円に50リットル 増すごとに440円を加 算した額

」に

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の千曲市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る一般廃棄物処理手数料で施行日以後に納入するものから適用し、施行日前の使用料で施行日以後に納入するものについては、なお従前の例による。